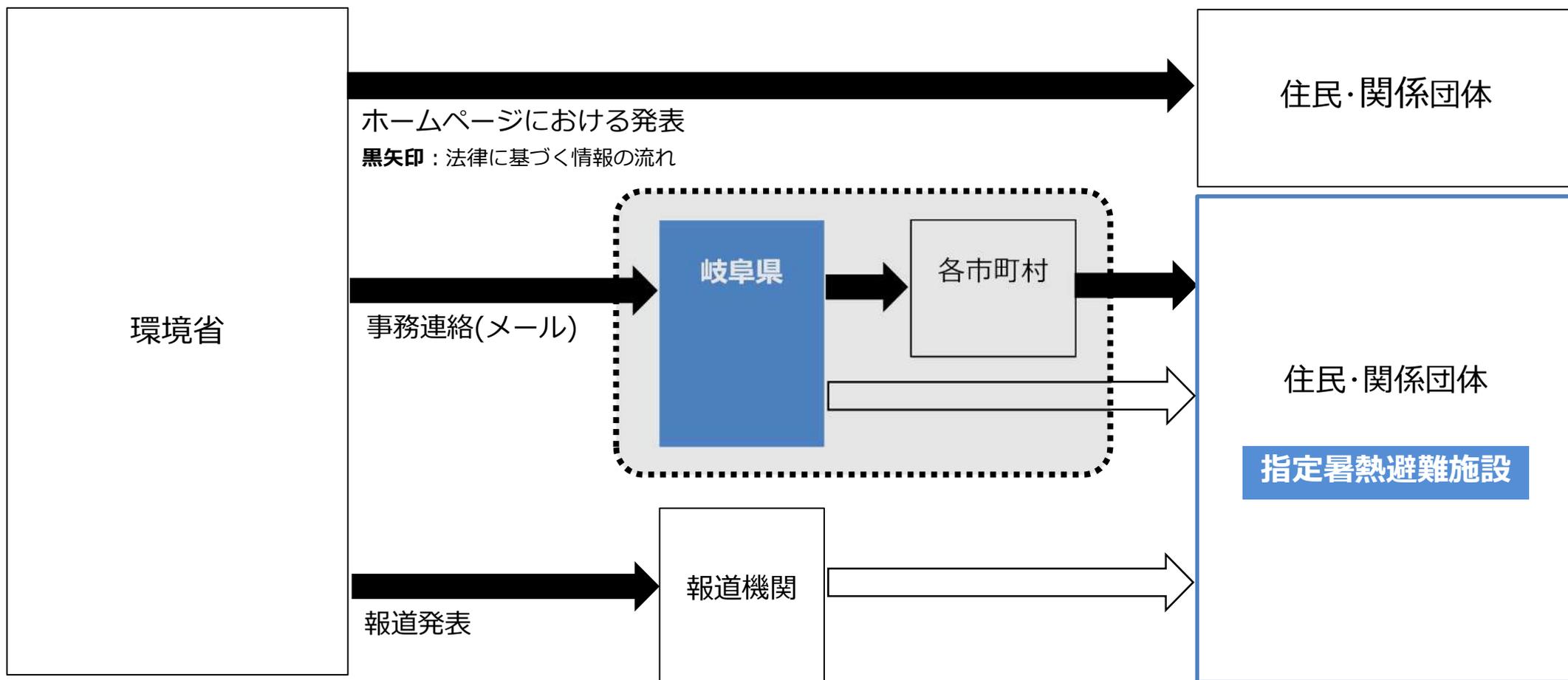


1-3. 熱中症特別警戒情報発表時に備えた体制

事例1. 岐阜県(1)

- 令和6年6月3日 **市町村担当者説明会**の実施
 - ・ 改正気候変動適応法の概要と取組事例（中部地方環境事務所/環境再生保全機構）
 - ・ クーリングシェルター、熱中症特別警戒情報発表時の専用連絡網及びリハーサルに関すること(県担当者)
- 令和6年6月中に**リハーサル**を2回実施。全市町村が少なくとも1回以上参加。



1-3. 熱中症特別警戒情報発表時に備えた体制

事例1. 岐阜県(2)

- 県から市町村へ
優先順位を問わず、登録されたメール送付先へ伝達。
休日は、休日用に登録されたメールアドレスへの一斉メールと、**防災情報通信システムFAX(防災FAX)**の一斉送信。
- 市町村から県へ
市町村(関係課のうち1か所)から、県へ**受領確認のメール**を送信する。これがない場合、県から優先順位の高い連絡先へ**受領確認の架電**をする。

